

雑誌作成上の留意事項

第6版（2024年5月改訂）

一般社団法人 日本雑誌協会

目 次

I <目的> 2

II <対象とする雑誌> 3

III <雑誌（本誌）の形式・材質> 4

IV <表紙への表示> 6

V <付録の形式・材質> 9

付則 12

I <目的>

雑誌の作成は、本来、出版社の責任のもと各社の自由裁量で行われるべきであるが、多品種、大量部数、商品価値維持の短期性という雑誌のもつ特性、更に、読者及び小売店からの強い要望である、全国定日一斉発売を遂行するためには、印刷、製本、取次、輸送、小売店等の流通上の各段階における、円滑かつ効率的な作業が必要である。

一方、雑誌出版業は、読者、社会との信頼で成り立つ文化産業と位置づけられており、返本処理を含む環境問題、店頭環境等に十分な配慮が求められている。

当「雑誌作成上の留意事項」は流通上の問題点、文化産業としての社会性等を、十分に考慮し、雑誌の作成にあたって留意すべき事項をまとめたものである。

Ⅱ＜対象とする雑誌＞

ここにおいて対象とする「雑誌」は、週刊・旬刊・隔週刊・月2回刊・月刊・隔月刊・季刊等、号を追ってあまねく有償で刊行される出版物にあつて、取次会社及び小売店等を経由して販売されるものである。

発行されるもののすべてが取次会社を経由しないものや、直販等によって販売されるものは対象にしていない。

＜表紙加工、付録、サンプル貼付、香印刷、表示変更等を行う場合の留意点＞

- ・流通上支障がないか確認のうえ、事前に各取次の仕入れ窓口に連絡することとする。
- ・必要に応じて連絡会を持ち事例を検証の上、情報共有する。

Ⅲ<雑誌（本誌）の形式・材質>

大量部数の雑誌を短時日に印刷・製本の作業を行うため、また、取次会社から小売店までの流通段階における荷さばきや梱包等の人的作業を支障なく行うため、さらに、返本処理（古紙流通まで）を効率的に行うため、雑誌の形式・材質について留意すべき事項は、次のとおりである。

1. 表紙サイズ 表紙は、本誌の面積の 5 分の 4 以上とする。
2. 表紙の折り返し
 - (1) 表紙の折り返し部分は、内側への折り返しと化粧立ちすることを原則として、表 1 (2) 表 4 (3) の両方同時にできる。
 - (2) 折り返しの回数は、3 回までに止める。但し、2 回以上の折り返しは、どちらか一方とする。
3. 表紙にはブックカバー、ハードカバー、タック紙を使用しない。
4. 本誌には紙以外の材質のものを通常使用しないが、厚紙または紙以外の材質のものを綴じ込み、貼り込みする場合には、発送、荷さばき、輸送段階、小売店の荷扱い、返本処理等で支障のないものとする。
5. ページを開くと折りたたんだ部分が箱状に起立する、いわゆる「立体物」の仕様は、材質を紙のみとし、発送荷さばき・輸送作業段階で支障のない範囲（結束荷姿で安定させる）までとする。
6. ミシン加工および打ち抜き加工、フレンチ加工
 - (1) 本誌にミシン加工を行う場合には、流通及び小売店店頭において支障のない範囲にとどめる。ミシン加工は、表 1 (2) にも行うことができる。
 - (2) 本誌に打ち抜き加工を行う場合には、流通及び小売店店頭において支障のない範囲にとどめる。表 1 (2) にも行うことができる。（強度を保全するため加工の際は表紙面積の 10%を基準とする）

- (3) 本誌にフレンチ加工を行う場合には、流通及び小売店店頭において支障のない範囲で、表1(2)に限って行うことができる。(加工の際は表紙ノドから5分の4以上出し13cmを下回らず、重なる部分は5cmを基準とする)
7. 香(におい)印刷を行うことができる(但し、表紙を除く)。
8. 現物見本(サンプル)等を本誌・別冊付録の広告ページおよびスポンサーとのタイアップ編集ページに掲出することができる。但し、発送荷さばき、輸送段階、小売店の荷扱い、返本処理で事故発生のおそれのあるもの、作業効率の低下を予測させるものは添付できない。なお、安全性、環境保護に充分配慮すること。
- (1) 液体・粉末状のものは完全密封状態にし、破損しないよう重量3トンの圧力にも耐えられるものとする。
- (2) 添付物の面積は、本誌を超えないものとする。
- (3) サンプル添付等は、荷姿安定のため重ならないように注意する。
- (4) 現物見本(サンプル)等の表記は、景表法に留意して行うこと。
9. コンパクトディスク等の記録再生メディアを本誌に貼付することができる。(別冊付録及び付録のセットに挿入するものも、これに準じる)なお、店頭での散逸・盗難防止に配慮するとともに、流通上支障のないようにし、人的作業の支障及び破損防止のため、凹凸のない形態にする。

IV 表紙への表示

読者の雑誌購入時における混乱防止のため、また、取次会社及び書店等における多品種・大量の雑誌の荷さばきや伝票との照合作業等を効率的・正確に行うため、表紙への表示について留意すべき事項は次のとおりである。

1. 表紙第1面に記載すべき項目は、

a. 雑誌名

b. 月号等の表記

a. 雑誌名は、表紙第1面の上部に他の文字と混同しないよう明瞭に識別できる形で表示する。また、雑誌名が縦書きの場合にも、表紙第1面の上部から表示する。

なお、臨時増刊の場合には、表紙第1面の上部に、何号の臨時増刊であるかを明瞭に識別できる形で表示する（14ポイント活字以上で表示する）。

b. 月号等の表記は、雑誌の発行形態別に以下のように発行期間を限定して表示する（但し、休日、祝祭日、休配日、業量の平準化への対応等で発売日が繰り上げる場合は本来の発売日にて起算する）。表紙第1面に2号（21ポイント活字）以上で表示する。

(1) 週刊誌

発売日から15日先までの月日

(2) 旬刊誌・隔週刊誌・月2回刊誌

発売日から1か月先までの月（月旬）

(3) 月刊誌・隔月刊誌

16日発売日以降は2か月先までの月（45日先まで）

(4) 季刊誌・その他

16 日発売日以降は 2 か月先までの月または発行期間を示す季節
(その季節を表す文字)

(5) 増刊号は (3) に準じた月/日号もしくは月号を表示する。

但し、サブタイトルに対しての月号表記は避ける。

※なお、月刊誌・隔月刊誌・季刊誌・その他における月号表記については付則
【定期誌発売日調整と月表記について】も参照すること

2. 表紙第 4 面には、価格・雑誌コード・発行所・住所・発行人・編集人・発売
月日・発売の定日を表示する。また、発行所と発売元が異なる場合には、その
双方を併記する。

* 価格の表記は、定価（再販品）か価格（非再販品）かを明示する。

3. 増刊号には、表紙第 4 面に㊦表記（返品期限）を次のとおり記載する。

<㊦表記の表示位置>

- ・表示位置は表紙第 4 面雑誌コードの下部を基本とする
- ・何らかの理由で表紙第 4 面雑誌コードの下部への表示が困難な場合は、雑誌
コードの右側に表記することも可とする

<表記サイズ>

- ・表記サイズは「活字 9 ポイント以上」を原則とする

(本誌雑誌コードの表記サイズも「活字 9 ポイント以上」であること)

例	雑誌 2〇〇〇〇-9/14	491〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
	㊦ - 11/14	バーコード 〇〇〇〇〇

4. 合併号は、平常月と特別運用月（年末年始、ゴールデンウィーク、お盆に該当する月）にかかわらず、読者の利便のため、2号連記し、合併号であることを明示する。
5. 第三種郵便承認を受けている雑誌は、表紙第1面・表紙第4面の表記に、食い違いが生じないように留意する。

* 第三種認可雑誌の表紙第1面への表示例は付則として別途まとめた。

(表記例)

週刊誌

2021年3月25日号（毎週木曜日発売）3月18日（木）発売

旬刊誌・隔週刊誌・月2回刊誌

2021年3月5日号（毎月5日・20日発売）2月20日発売

月刊誌・隔月刊誌

2021年5月号（毎月23日発売）3月23日発売

季刊誌

2021年夏号（季刊3・6・9・12月10日発売）6月10日発売

臨時増刊

2021年5月臨時増刊 3月16日（火）発売

* 首都圏を基準とする発売日又は、エリア毎の基準発売日

V 付録の形式・材質

取次会社及び小売店等における多品種・大量の雑誌の荷さばきや伝票との照合作業、梱包作業等を効率的に、かつ、円滑に行う上で、付録の破損や脱落等によってそれらの作業に支障をきたさないようにするため、付録の作製にあたって留意すべき事項は、次のとおりである。

*週刊誌の付録については11Pを参照

1. 付録は、「雑誌業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約及び同施行規則」によって、以下のとおり決められているので、景品的・広告的なものにならないよう注意する。
 - (1) 雑誌に掲載されている事項と同様又は類似の事項を掲載する等のため、雑誌を補完する機能を有すること。
 - (2) その雑誌の発行業者が特に付録として用いるために作製したものであって、当該雑誌と別個では通常販売されないものであること。
 - (3) 当該雑誌名・月号などを記載し、当該雑誌の付録であることが明示されていること。
2. 週刊誌等、販売期間の短い雑誌については取次会社及び小売店等における荷さばきや伝票照合、梱包作業等を効率的かつ円滑に行うために別添付録をつけないこと。
3. コンパクトディスク等の記録再生メディアを付録として本誌に貼付することができる。(別冊付録及び別添付録のセットに挿入するものも、これに準じる) なお、店頭での散逸・盗難防止に配慮するとともに、流通上支障のないようにし、人的作業及び破損防止のため、凹凸のない形態にする。
4. 別添付録は、表紙にその旨を必ず表示する。

5. 別添付録の大きさは、折り加工したものも含め、雑誌（本誌）の底面積を超えないようにし、また、雑誌（本誌）の4分の1以上にする。なお、別添付録が雑誌（本誌）の4分の1以下の場合には、4分の1以上から雑誌（本誌）の大きさまでのセットに入れる。また、店頭陳列を阻害しないよう十分配慮する。
6. 付録の総重量、付録のかさ高の合計について、特段基準は設けないが、取次会社及び小売店の梱包作業が円滑かつ効率的に行われるよう、十分配慮すること。さらには小売店において、陳列時そして雑誌（本誌）自体に支障が起きぬ様、事前確認等を適宜実施し、付録梱包形状を考慮すること。なお、本件について疑問が生じた場合は取次協会雑誌進行委員会に申し出る事。
7. 別添付録が複数の場合には、その荷姿を2点までにまとめ、できるだけ空間を作らないようにする。
8. 付録に合成紙・特殊紙または紙以外の材質のものを使用することができる。その場合は、付録の形態上の規定をみだし、流通上支障のないようにする。なお、安全性、環境保護に充分配慮する。

週刊誌の付録の取扱について

【付録を用いる場合の基本となる配慮点】

- ①事前の連絡・相談（調整可能な期間内で（形態・材質等）、そのつど各取次仕入窓口に連絡・相談する）
- ②制作・搬入等の確認（流通上、支障がないよう十分配慮し、事前のテストを行うとともに、制作過程及び搬入等の確認を徹底する）
- ③付録の付け方（付録は、綴じ込みまたは貼り込みとし、別添え（別冊）は避ける）
- ④荷姿（流通上の支障並びに書店店頭での散逸防止に配慮、凹凸のない荷姿にする）
- ⑤付録の形式・材質（雑誌作成上の留意事項「付録の形式・材質の項 1」を遵守する）

【留意事項】

- ①付録の点数は1点までにとどめる。
- ②コンパクトディスク等を付録として用いる場合は、全面貼り込みとし最小限（1枚）とする。その場合、できるだけ他の綴じ込みは避ける。
- ③付録のサイズは、本誌の面積に対して、一定の大きさ（本誌の天地左右3分の2）以上とする。（例：ブックインブック等）
- ④同じ位置での、複数の綴じ込み、貼り込みは極力避ける。（例：はがき、シール、ポスター等）
- ⑤禁帯品を付録に用いる場合は、集中化を避けるため、その頻度はできるだけ3ヶ月に1回・年間4本までとする。（サンプルを含む）

但し、集中化した場合は調整の可能性もある。

「雑誌作成上の留意事項」の付則

【共通別添付録について】

本誌・増刊等に、共通する付録を添付する際は店頭・物流現場において作業上、支障がきたすことが無いよう、識別できる形態で添付し、共通別添付録には、当該雑誌名・月号表記・共通付録と明記すること。

(表記例) ○○○○4月号・○○○○4月号増刊・共通付録

なお、共通付録を含む付録点数が本誌・増刊等で異なる場合、表記等について事前に日本出版取次協会雑誌進行委員会に相談すること。

【表紙違いの商品について】

本誌・増刊等で、表紙は異なるが本誌と内容が同じものについては読者に誤認されないよう配慮する。

*この付則は2021年4月1日より実施する。

【広告サンプル及びカタログに係る別添付録等について】

広告主等から支給されるカタログ等に関しては、本誌に綴じ込み、貼り込みとすることを原則とする。

中綴じ、平綴じ等それぞれの雑誌の制作特性に合わせて、流通、書店店頭陳列等に支障が生じないよう配慮する。

その前提で、別添とせざるをえない場合には、取次仕入れ窓口と相談のうえ、支障のないよう十分配慮する。

【コミックスの発行日表記の統一化および記載について】

①表示位置

- ・表示位置は原則「奥付」とする

②表記サイズ

- ・原則「活字 9 ポイント」以上とする

③発行日の表記

- ・発行日は発売日（首都圏基準）から原則「15 日以内」までとする

④重版日表記

- ・重版日付及び刷数を原則「活字 9 ポイント」以上で表記する

（記載例）

発行日 2021 年 1 月 1 日 初版発行

2021 年 3 月 1 日 第 3 刷発行

【定期誌発売日調整と月号表記について】

1. 週刊誌、月 2 回刊誌、隔週刊誌、旬刊誌は基本的に発売元が発売日を設定する。
2. 月刊誌は同一ジャンル同時発売を原則としているが、それよりも早く発売日を設定する場合は中 2 日以上の間隔をおくものとする。
3. 隔月刊誌、季刊誌は月刊誌を含む既存同一ジャンル誌の発売日の影響を受けない。
4. 月号表記（表示）は読者を混乱させないような配慮をした上で出版社が決

定する。

但し、各項目において業界全体の業量、販売効率等を考慮し、調整の必要が生じた場合は日本雑誌協会・販売委員会並びに日本出版取次協会・雑誌進行委員会にて協議する。

<ランダム付録について>

雑誌作成上の留意事項におけるランダム付録とは、絵柄、色等が異なる、数種類の物品のうち、1種類以上を本誌に添付されるものをいう。実施に際しては、下記の留意事項を遵守すること。

◆留意事項

- 1) 素材・仕様・機能が同一である複数種類で構成される物品であること
- 2) 製造数において著しい差が出ないようにすること
- 3) 添付する物品の数量に差をつけないこと
- 4) すべての種類あるいは特定の種類を揃えた際に新たな景品類が提供されないこと（「絵合わせ／カード合わせ」に該当しないこと）
- 5) 提供の態様により、一般懸賞、ベタ付き景品、広告主による利益提供などに該当する場合もあり得るため、その態様に合わせて「雑誌業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約及び同施行規則」を遵守すること
- 6) 読者（消費者）が誤認しないよう、表紙あるいは誌面においてランダムで添付していることを明記すること
- 7) 均等配本など雑誌流通上、対応不可能な事案もある事を十分理解すること

結びに、企画の実施にあたっては、各社・各雑誌が読者（消費者）の心理的影響そして流通面を十分考慮し、責任をもって行なうこと。

<表4 ビジュアルの注意喚起について>

表紙第1面、ならびに第4面のデザインについて、定められた位置以外にバーコードを配置してはならない。

特に絵柄(クリエイティブデザイン)の中にバーコードがあると、センサーが誤作動を起こして返品作業に支障をきたすことがある。

<本誌のL表記について>

定期刊行雑誌では商品力の向上、そして変化する出版市場への対応が強く求められている。そのため、雑誌の製品形態や刊行サイクルが多様化かつ複雑化している。くわえて物流課題への対応による発売日の変動も著しさを増している。

これらの市場環境の変化にともない、「L表記」の新たな運用推奨基準を以下に規定する。

本規定の目的と役割は、小売店の返品作業を効率化すること、期限切れによる逆送防止を促すこと、さらに小売店の販売期間を明瞭にして販売上の機会損失を回避することである。本規定は、そのための仕様・運用を旨とする。

【L表記の定義】

- 「L表記」は、“返品期限”の日付を明示する。
- “返品期限”は、小売店から販売会社へ着荷すべき日付を明示する。
- 「L表記」は、首都圏基準の発売日をもって設定する。

【L表記の表示が必須の刊行形態】

下記の刊行形態の雑誌は「L表記」を必須とする。

- ①増刊号
- ②不定期刊行誌
- ③10(イチゼロ)コードを用いて刊行する雑誌

【L表記の表示をすることができる刊行形態】

下記の刊行形態の雑誌は「L表記」を、出版社が自主的、かつ任意に表示することができる。

必須の義務ではないが、表示することにより、「早期返品防止」「販売期間の維持」「返品承諾業務の軽減」につながる。

④販売期間の延長申請をした定期刊行誌

⑤合併号、ならびにその前後に刊行する雑誌

⑥定日発売日を変更して刊行する雑誌

⑦その他、流通事情を考慮して、出版社が表示を必要と判断した雑誌

※⑦について、日本取次協会・雑誌進行委員会へ相談のうえ、表示すること。

※販売期間を延長する場合には、販売会社の各社窓口へ連絡すること。

<雑誌の発行日・発売日の記載について>

定期刊行物、ならびに増刊号において、発売日を明記することは小売店における作業効率化につながり、購入者に対しても商品情報、ならびに商品鮮度をより確かに伝える手段であると考えられる。

発売日表記は、必要な表示要件(当該号の月号と発売日、または発売日の定日)を満たしていれば、出版各社の裁量で表示することができる。

※参照：「雑誌作成上の留意事項」(IV 表紙への表示-2)

表示例は「第三種郵便の承認取得」の有無により以下のふたつとし、月号等の表記順、年号の西暦・和暦についてはとくに問わない。

また、年号は月号か発売日のいずれか一方につければよいものとする。

【第三種郵便を使用しない雑誌】

発売日の表示について、「発売の定日」と「実際の発売日」のいずれかはとくに問わない。

現在は使用していなくても、以前第三種郵便を使用していた雑誌については、同様の表記をしてもよい。

●週刊誌・・・ 2024年3月25日号(毎週木曜日発売) 3月18日(木)発売

- 旬刊誌・隔週刊誌・月2回刊誌・・・ 2024年3月5日号（毎月5日・20日発売）2月20日発売
- 月刊誌・隔月刊誌・・・ 2024年5月号（毎月23日発売）3月23日発売
- 季刊誌・・・ 2024年夏号（季刊3・6・9・12月10日発売）6月10日発売
- 臨時増刊誌・・・ 2024年5月号臨時増刊 3月16日（火）発売

【第三種郵便を使用する雑誌】

日本郵便の発行する規定に準ずること（表示例についてはP19、P20参照）

第三種郵便認可雑誌の「表紙第1面」表示の事例について

- 「雑誌作成上の留意事項」の表紙表示の改定は、表紙第4面の改定で第1面は変更ありません。しかし、第三種認可の雑誌については、「第三種の規定に則り、第4面と食い違いのないよう留意する」になりました。
 - 第三種の規定（約款）では、表紙第1面に「発行」年月日、「発行」の定日と、「発行」という表記の記載を明示することになっています。この規定どおりに、郵便事業会社の窓口では、「発行」という表記をそのまま使用する、という説明がなされています。
 - そこで、表紙第1面の表示例は、郵便窓口との混乱を防ぐため、従来の「発行」表記を実際の発売日基準とし、「発行」という表記はそのまま残し、発売表記と併用すれば、第三種規定との食い違いは生じない、と判断いたします。
- 上記に照らし、第三種認可雑誌の表紙第1面の表示は、基本的に下記のとおり。

○月○日発行・発売 毎月○日発行・発売

○月○日発行（発売） 毎月○日発行（発売）

（○日は実際発売日の「定日」とする）

- *「定日発売日」を表記すると、連休等で発売日が定日とずれることがあるが、書店店頭の雑誌棚には「定日」発売日表が掲出してあります。そこには「発売日が変更になることがあります」と但し書きが記されており、実際の店頭現場の混乱はない、と思われる。

<週刊誌>

○7月10日発売（7月20日号）<毎週金曜日発売>の場合

A) 7月10日発行・発売（毎週金曜日発行・発売）

B) 7月20日発行（毎週金曜日発行）（7月10日発売）

<月刊誌>

○7月23日発売（9月号）<毎月23日発売>の場合

A) 7月23日発行・発売（毎月23日発行・発売）

B) 9月23日発行（毎月23日発行）（7月21日発売）

* A表記）は発行日＝発売日で簡潔

* B表記）は休日等で発売日が変更になった変動が大きい場合、発売日を表記できる。

□第三種規定の「定日発行日」が「実際の発売日の定日基準」に変われば、これまで大半が実際の発売日に関わりなく「1日」になっていた問題は解消できることになるからです。

□第三種承認の各郵便事業会社支店の窓口には、実際の発売日への発行日定日の変更届けを提出する必要があります（この変更は無料です）。

版数	発行日	改定内容
第1版	2021年4月1日	初版
第2版	2022年4月1日	<p>10P V付録の形式・材質 6. の文言修正</p> <p>※修正前文言</p> <p>付録のかさ高の合計について、特段基準は設けないが、取次会社及び小売店の梱包作業等を円滑にかつ効率的に行われるよう、十分配慮すること。さらには店頭での陳列も阻害しないよう考慮すること。なお、本件について疑問が生じた場合は取次協会雑誌進行委員会に申し出ること。</p>
第3版	2023年3月1日	<p>P13【同一別添付録について】から【共通別添付録について】に修正</p> <p>※修正前文言</p> <p>【同一別添付録について】</p> <p>同一別添付録(同日発売のもの)については、店頭・物流現場において識別できる形態で添付する。 *この付則は2021年4月1日より実施する。</p>
第4版	2023年4月28日	<ul style="list-style-type: none"> ・P13【共通別添付録について】に(表記例)以下を追加 ・P14【定期誌発売日調整と月号表記について】を追加 ・P15【ランダム付録について】を追加

第5版	2024年1月31日	P16<表4 ビジュアルの注意喚起について> を追加
第6版	2024年5月27日	P16<本誌のL表記について>を追加 P17<雑誌の発行日・発売日の記載について> >を追加

一般社団法人 日本雑誌協会

〒101-0051 東京都千代田区神田神保町1-32 出版クラブビル5階

TEL 03 (3291) 0775 FAX 03 (3293) 6239